

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
3月31日
(水曜日)

目 次

- 告示
地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職に関する告示の一部改正（人事課）……………
- 道路の区域の変更（道路整備課）……………
- 道路の供用の開始（道路整備課）……………
- 山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示の一部改正（会計課）……………



山口県告示第百五十二号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職に関する告示（昭和四十四年山口県告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

第一号中「局長」の下に「、審議監」を加える。

山口県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課におい

て一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
路線名 萩篠生線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
萩市大字福井上字合ノ坪二四七〇の 三地从先から 同市同大字 字四反田一〇五九の 二地先まで	最 広 狭 一〇六・〇	最 広 狭 八四・三	八二・一	二八六・六	道路改良工 事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 萩津和野線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
萩市大字福井上字合ノ坪二四七〇の 三地从先から 同市同大字 字四反田一〇五九の 二地先まで	最 広 狭 七〇三・九	最 広 狭 三三・六	二八六・六	二八六・六	県道萩篠生線の 道路の区域 (重用)

道路の種類 県道
路線名 明木美東線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
萩市大字明木字牛地二九八三の四地 先から 同市同大字 字沖ノ原二九二七の一 地先まで	最 広 狭 一〇六・〇	最 広 狭 八四・三	八二・一	八七・八	道路改良工 事の完了による。

山口県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 萩篠生線	萩市大字福井上字合ノ坪二四七〇の三地先から 同市同大字 字四反田一〇五九の二地先まで	平成二十二年三月 三十一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 明木美東線	萩市大字明木字牛地二九八三の四地先から 同市同大字 字沖ノ原二九二七の一 địa先まで	平成二十二年三月 三十一日

山口県告示第百五十六号

山口県収入証紙の売りさばき所の指定に関する告示（平成二年山口県告示第百九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 「防府県税事務所 防府市駅南町一三番四〇号」を
- 「山口県税事務所 山口市神田町六番一〇号」を
- 「山口県税事務所 山口市神田町六番一〇号」を
- 「山口県周南健康福祉センター 周南市毛利町一三番四〇号」に改め、
- 「山口県防府健康福祉センター 防府市駅南町一四番二八号」を削り、

- 「山口県環境保健センター 山口市葵二丁目五番六七号」を
- 「山口県環境保健センター 山口市葵二丁目五番六七号」を
- 山口県美祢農林事務所 美祢市大嶺町東分三四四九の五
- 周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八
- 美祢土木事務所 美祢市大嶺町東分三四四九の五

- 山口市葵二丁目五番六七号
 - 山口市葵二丁目五番六七号
 - 美祢市大嶺町東分三四四九の五
 - 周南市毛利町二丁目三八
 - 美祢市大嶺町東分三四四九の五
- を削る。

平成二十二年三月三十一日印刷
平成二十二年三月三十一日発行

発行人 山口県知事